

江府町情報セキュリティ基本方針

江府町長、江府町教育委員会、江府町議会、江府町選挙管理委員会、江府町監査委員、江府町農業委員会、江府町固定資産評価審査委員会、江府町長が管理者である地方公営企業及び江府町に置いた日南町日野町江府町衛生施設組合は、江府町情報セキュリティ基本方針を共同で定める。また、当該基本方針については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものとする。

1. 目的

本基本方針は、江府町（以下「本町」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本町が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

- (1) ネットワーク
コンピュータ等を相互に接続するための通信網及び構成機器等をいう。
- (2) 情報システム
コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体等で構成された情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産
情報システムで取扱う情報で、開発及び運用に係るものを含むすべての情報をいう。
- (4) 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 情報セキュリティポリシー
本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。
- (6) 機密性
情報へのアクセスを認可された者だけが、アクセス可能な状態を確保することをいう。
- (7) 完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、中断されることなく必要なときに情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）
個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。
- (10) LGWAN 接続系
LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く）。
- (11) インターネット接続系
インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (12) 通信経路の分割
LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (13) 無害化通信
インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3. ポリシーの位置付け及び構成

情報セキュリティポリシーは、本町が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について総合的かつ体系的に取りまとめた情報セキュリティ対策の基本となるものであり、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準から構成される。情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策等を実施するために最低限必要な水準として、遵守すべき事項及び判断基準をまとめたものである。

4. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震・落雷・火災・大雨等の災害等によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

5. 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

町長部局、会計管理者の権限に属する事務部局、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、議会、水道事業管理者、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防本部及び江府町に置いた日南町日野町江府町衛生施設組合とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、(1)に示す行政機関が所掌する資産のうち、次のとおりとする。

- ① 情報システム及びそのネットワーク並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② 情報システム及びそのネットワークで取り扱う情報及びこれらを印刷した文書
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(3) 職員等の範囲

本基本方針が適用される職員、臨時・非常勤職員等（以下、「職員等」という。）は、次のとおりとする。

- ① (1)に示す行政機関に所属し、(2)に示す情報資産を取り扱う職員、再任用職員、会計年度任用職員及び派遣職員等
- ② ①に準じて(2)に示す情報資産を取り扱う特別職（町長、副町長、教育長、議員及び各行政委員会等の委員等）及び教職員

6. 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

7. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本町の情報資産について情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本町の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ②LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

8. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

9. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要と

なった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで情報セキュリティポリシーを見直す。

10. 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。ただし、町長部局が整備するネットワークと論理的または物理的に分離されているネットワークについては、当該ネットワークを所管する行政機関が個別に対策基準を必要に応じて策定するものとする。

11. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

この基本方針は、平成20年 4月 1日から実施する。

改定履歴

版番号	年月日	改正理由・内容
第1版	平成20年2月7日	制定
第2版	令和8年3月12日	地方自治法改正への対応及び令和7年3月版ガイドラインに準拠